

世代間資産移転の実態と政策課題



一橋大学経済研究所教授 北村 行伸*

～要旨～

本稿では日本の世代間資産移転の実態とそれに関わる相続・贈与行動を概観し、それが少子高齢化社会のなかでどのような政策含意を持つのかを検討した。まず、Piketty (2011) の手法を援用し、日本における年間世代間資産移転額を推定した。それによると年間 80 兆円程度と推計された。さらに、それを死亡時相続と生前贈与に分けると、相続が約 50 兆円、贈与が約 30 兆円であることがわかった。2015 年に政府は相続税改革を実施し、課税最低額を引き下げ、最高税率を 50% から 55% にまで引き上げた。その結果、これまでよりも多くの人に相続税納税を求めるようになった。具体的にはそれまで 4.4% 程度であった納税者比率（相続をした人に対する相続税を納税した人の比率）が 8% にまで増えた。相続・贈与行動は極めて多様で、かつ長期にわたって観測されるべきものであり、政策立案に用いることのできる統計の蓄積が少ない。最大の情報源である国税庁の納税および資産保有に関する統計は非公開であり、理論・実証研究に大きな障害となっている。今後は、国税庁などの行政機関と協力して、相続・贈与行動の実態を解明し、現実に即した相続税制の構築を目指すべきであろう。

1 はじめに

高齢化社会の下では、老後に備えての貯蓄や資産運用から始まり、公的年金、企業年金制度をめぐる議論へと続き、さらに、後期高齢者の医療介護そして、死を迎えるまでのターミナルケアの問題、あるいは終活のあり方など、切実で避けて通れない問題が続く。さらに、その後、遺産相続の問題が発生する。

相続や贈与は主として家族内で行われるものであり、相続人である配偶者や子供が少なければ相続でもめることもないだろうが、親子関係・兄弟姉妹関係が複雑であったり希薄化している場合には、親が死亡して初めて遺産相続の在り

方を相続人である子供たちの間で話し合うものの、容易に調整がつかないということも起きている。さらに子供のいない高齢者が亡くなった場合には、相続人を探すのに一苦勞するということが起きている。また、相続の際に、土地登記を改めなかったために、所有者不明となっている土地が、日本の私有地の 20% にも上ると言われている（吉原 (2017)、朝日新聞取材班 (2019)）。これまで、我々が想定してこなかったような問題が相続に関連して起きているのである。

本稿では世代間移転される資産に焦点を当て、それがどれぐらいの規模で行われ、それは

遺産相続なのか生前贈与なのか、そして税務当局は、それらの世代間移転をどの程度捕捉しているのか、また、どのように課税すればいいのかという観点から論じてみたい。

世界的なベストセラーになったトマ・ピケティの『21世紀の資本』の主題は資本収益率と経済成長率の比較を通して、相続を通して手にした資産を保有する者が、自分の勤労所得だけで身を立てようとする者に比べてはるかに有利な時期が長く続いてきたことを、歴史統計に雄弁に語らせるということにあった。

翻って、日本には相続の実態を示す統計は、税務統計を除いて存在しない。本稿では、世代間資産移転、遺産相続、生前贈与などの基本的な統計を、公的統計を用いて推計し、相続税をはじめとする経済政策上の諸問題を考えることとした。

日本社会は高齢化の進行とともに、死亡者が出生者を超える状態に入っている。財政という観点からは、高齢化の進展は、医療費や年金支給など社会保障費が拡大し続けているという実態が最大の課題である。しかし同時に、高齢者が死亡することで、世代間の資産移転が大規模に行われるようになってきていることも忘れてはならない。

資産移転と言っても、高齢者の残した資産全てが有効に利用されるわけではない。増田(2014)が問題提起したように、地方の自治体のかなりの数が消滅の危機にある。それらの自治体に属する住宅地、田畑、山林などは、今後、どのように利用していけばいいのだろうか。逆に、自治体が固定資産税の根拠として用いている地価公示は、市場取引がほとんどなく直近の実勢価格を反映していない。この乖離をどのように解消していけばいいのだろうか。さらに、遺産相続は、中小企業の事業承継問題、農業・漁業・

林業などの第1次産業の後継者問題に大きく関わっている。世代間の公平性(衡平性)の問題や社会保障(年金、医療、介護)、人類の文化遺産、環境への負の遺産なども、世代間資産移転との関連で議論すべき課題であることを付言しておきたい。

2 世代間資産移転の実態

(1) 国民経済計算による家計資産の実態

2015年末の国民経済計算によれば、国民総資産は10,204.2兆円(内、非金融資産2,957.7兆円、金融資産7,246.5兆円)。負債は6,907.3兆円である。2016年末の国民総資産は10,496.7兆円(内、非金融資産3,001.5兆円、金融資産7,495.1兆円)。負債は7,146.0兆円である。総資産で前年比292.5兆円(2.9%)増であり、とりわけ金融資産が248.6兆円(3.4%)増えたことが大きく寄与している。半面、負債も238.7兆円(3.5%)増えている。

部門別に総資産から負債を差し引いた正味資産を見ていくと、2015年末は家計が2,553.9兆円、非金融法人企業が453.8兆円、金融機関が146.8兆円、一般政府が47.5兆円となっており、日本における正味資産の保有者は圧倒的に家計部門であることがわかる。2016年末は家計が2,573.9兆円、非金融法人企業が501.3兆円、金融機関が161.0兆円、一般政府が17.7兆円となっている。前年比で見ると一般政府の-29.8兆円(-62.7%)が顕著である。

さらに、家計部門の資産・負債残高を見ていくと、2015年末の家計の総資産残高は2,862.7兆円(内、非金融資産1,047.5兆円、金融資産1,815.2兆円)。負債残高は308.7兆円で正味資産2,553.9兆円である。2016年末の総資産残高は2,889.1兆円(内、非金融資産1,064.6兆円、金融資産1,824.5兆円)。負債残高は315.2兆円で、正味資産2,573.9兆円となっている。この間の正味資産の増加は

19.9兆円(0.8%)の増加に止まっている。また、日本の家計の負債は1990年代より現在に至るまで300兆円台を上下しており、極めて安定的な水準にある。

図1で家計部門の資産・負債残高の推移を見ていくと、高度成長期から資産蓄積が始まり、1990年のバブル経済のピーク時まで上昇を続け、その後多少の増減はあるが、およそ2,800兆円の前後で推移してきていることがわかる。その内訳を見ると、土地・住宅等の非金融資産が家計資産の主要項目であったのは1990年代半ばごろまでであり、バブル経済の崩壊とともに地価が大幅に下落し、土地資産の評価額もそれに伴って下落している。それに対して、金融資産はかなり安定的に増加してきている。2015年末では、金融資産が実物資産の1.8倍に達している。

注意すべきは、家計資産残高は安定しているも、個別の資産保有者はこの間代わっているということである。高齢化が進み、家計資産の取り崩しが起こったとしても、家計部門内で移転しており、他部門への移転はそれほど起こって

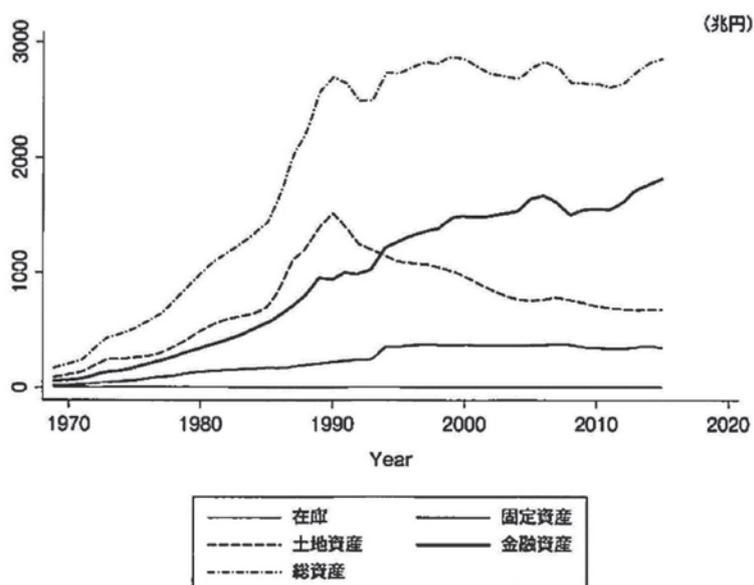
いないことを意味している。もちろん遺産相続で次世代に移転された部分はかなり大きいことは想像に難くない。

(2) 遺産相続の考え方

遺産相続は、家族内での世代間生活水準の維持や家族経営事業の承継などを目的に、古代から行われてきたものである。第二次世界大戦後のアメリカでは、主として戦後の復興プロセスやそこでの経済成長を統計的に概観して、それなりの理論づけをした研究が多く発表されてきた。Kuznets(1955)やAndo and Modigliani(1963)などはその好例である。Piketty(2014)は、19世紀から現在に至るまでの、長期経済統計を収集・分析することで、所得分配や資産分配の実態を詳細に明らかにし、戦後アメリカ、イギリス、フランスの経済研究を歴史統計の下で、相対的に位置づけるという作業をおこなってきた。

日本における遺産相続の実態も1980年代前半までの姿と、それ以後現在まで続く傾向にはトレンドの変化がある。高度成長期(1950～80年

図1 家計資産残高の推移



代)から低(ゼロ)成長期(1990～2010年代)を経験することで、経済環境の変化が貯蓄や資産蓄積行動に及ぼす影響を識別できるようになったと考えられる。すなわち、高度成長期の資産蓄積と低成長期の資産蓄積を相対的に比較することで遺産動機を統計的に検証することが可能になってきたと言えるのである。

簡単に要約すると、高度成長期であれば、親からもらった遺産に加えて¹⁾、勤労期間に得た所得から貯蓄をして資産を増やし、子により多くの遺産を残す行動をとっていたと考えられる。低成長期の定常状態に入ると、親からもらった遺産と同等の資産を子に残すことが、一種の均衡解となる。この場合、勤労所得と資産所得をほぼ全て消費に充てることになり、フロー所得と消費だけ見ている限り、ライフサイクル仮説が成り立つ状況になる。ここでの資産の考え方は、生涯に消費できなかったものは、すべて遺産相続として次世代に移転されると考える²⁾。

3 相続資産額の推計

(1) 相続税に関する税務統計

相続に関して第一に参照すべき統計は相続税関連の税務統計である。これによれば、近年高齢化の影響で年間死亡者数が100万人を超えるようになり(2015年で129万人)、相続件数も増えている。

しかし、よく知られているように、死亡者のうち相続税課税対象になる件数の比率は2014年で4.4%、2015年の相続税改革でやっと8%となったが、それまで、バブル経済のピーク期に当たる1987年に7.9%の最高値を記録して以来低下し、2000年代に入ってからも4%台で低迷していた。相続税課税対象になった人の一人当たりの相続税額の最高額はバブル経済のピークが過ぎた1991年に7,011.2万円で、実効税率22.2%

を記録している。

では、相続資産額は年間でいくぐらいに達するのだろうか。それは家計資産残高の何パーセントぐらいを占めるのだろうか。死亡した人の内、相続税の対象とならない残り96%の相続資産額はどのぐらいあるのだろうか。国税庁では、死亡者が出ると、その遺族に対して、相続税を申告する必要があるかどうかの事前判定を遺族に求め、課税価格の合計額が遺族に係る基礎控除額を超える場合、納税を求める。この事前判定では1枚紙に納まる程度の情報提供を求め、国税当局の保有している資産情報と照合して判断している。しかし、この事前判定情報は公開されておらず、恐らく統計的に利用できるデータベースとしては管理されていないようである。

しかし、いかに個別には小口であっても、遺産を受け取っているとすれば、これを推計して、全体でどれぐらいの規模になるのかを推計する必要はあるだろう。

(2) 相続資産額の集計値の推計

Piketty (2011)は、家計総資産はその資産保有者が死亡した時点で遺産相続されると考えた³⁾。また、年間遺産相続額は被相続者の死亡時点の正味総資産(実物資産に金融資産から負債を引いた正味金融資産を加えたもの)、あるいは他の被相続者が存命中に年間に行った贈与の合計などを定義し、いくつかの指標を提示している。本稿で用いるのは、家計総資産(W_t)と遺産相続(B_t)の比率 W_t/B_t であり、それは家計総資産がどれぐらいの頻度で遺産相続として回っていくのかを表す資産回転率(e_t)に等しいと定義する。Piketty (2011)は、この e_t は1世代の間隔であると解釈し、夫婦(カップル)に第1子誕生した時の母親の年齢あるいは父親の年齢に相当する

とした。ところで、我々は家計総資産 (W_t) や第1子誕生時の親の年齢 (e_t) は国民経済計算や人口統計、金融統計に存在しているので、年間遺産相続額 ($B_t=W_t/e_t$) を逆算することが可能になる。ここで、年間遺産相続額の計算においては、遺産相続だけではなく、贈与も含まれていると考える。また、先に論じたように、家計資産 W_t には、将来の消費目的のライフサイクル貯蓄もそれなりの割合で含まれているはずであり、年間遺産相続額は、家計資産がすべて世代間資産移転に用いられるものと想定した、いわば上限値を表しているものと考えていただきたい⁴⁾。

(3) 相続資産額のミクロ統計からの積み上げ

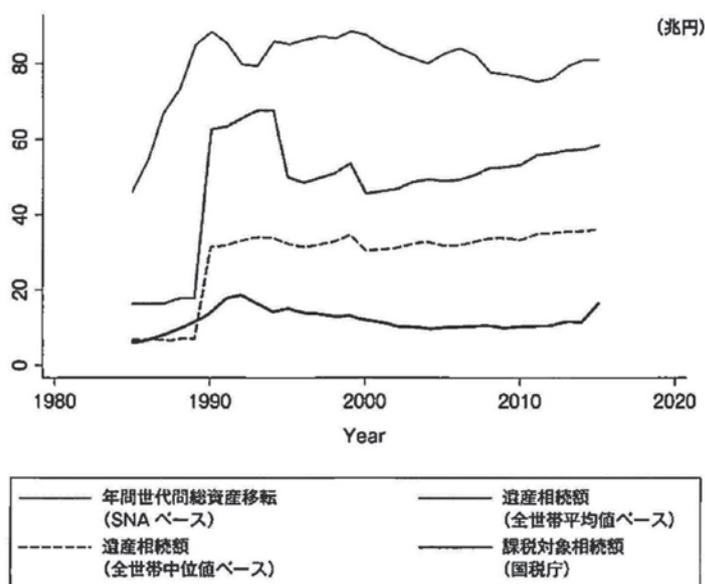
Piketty (2014) は税務統計を用いて、ミクロデータから積み上げて、マクロ統計から導いた年間遺産相続額との比較を行い、両者に大きな違いがないことを示した。日本では、すでに論じたように、税務データでは、遺産相続の一部を捕捉しているだけであり、しかも、その部分に関

しても研究者の利用を認めていない。ここでは、次善の策として、家計の資産保有に関するミクロデータから年齢別の正味総資産保有額（平均値、中位値）を推計し、それに年齢毎の死亡者数を掛け合わせ、それを年間で集計することによって、年間遺産相続額を近似することにする。

具体的に用いたのは『全国消費実態調査』（総務省）1984～2014年（7回分 30年間）、『日本版死亡データベース』（国立社会保障・人口問題研究所）、『国民経済計算』（内閣府）（毎年）である。

年齢階層別遺産相続推定額を年度毎に集計し、年次の遺産相続額を描いたものが図2である。ここでは Piketty (2011) の方法に基づいて計算した年間遺産相続額（あるいは世代間総資産移転として表示）、全世帯の平均値に基づく正味純資産と中位値に基づく正味純資産、そして税務統計で把握されている課税対象相続額である。それぞれのレベルは違うが、増加の方向や転換点などは共通した特徴が見られる。まず、1980年代後半

図2 年間世代間資産移転の推計額



から相続による資産移転が急拡大し、1990年代初めのバブル崩壊で減少を続けた後、2000年代半ば以後ふたたび増加に転じ、2010年以後、さらに増加し始めているというというのが全体的な傾向である。

表1は図2の年次での変化を均して、5年平均をとったものである。これによると、全期間については、世代間移転は平均80兆円、遺産相続が約50兆円、その差を生前贈与と考えると約30兆円、課税対象相続が12兆円となっている。世代間移転は近年になるにつれて増えてきており、遺産相続も56兆円程度にまで増えてきている。生前贈与は、上限として定義した世代間移転からマイクロデータで積み上げた遺産相続額との差額として定義されているが、そこには、ライフサイクル貯蓄や各種の推計誤差などが含まれており、この数字をもって断定的なことは言えないが、それでも贈与が30兆円近くあるということは重要である。税務統計によれば、課税対象贈与額は、およそ1兆円弱であり、贈与の把握がほとんどなされていないことを示唆している。

(4) アンケート調査などに基づく推計

遺産相続の実態を把握する目的で、各種のアンケート調査や統計調査も行われている。例え

ば、家計経済研究所『消費生活に関するパネル調査』(第11回調査(2004年)以後)、フィデリティ退職・投資教育研究所レポート(2017)、第一生命『中高年者の遺産相続に関する調査』(2007)等などがある。

2017年に約5,500人の相続人に対してアンケートを行ったフィデリティ退職・投資教育研究所レポートによると、相続額の平均は3,548万円、中央値が1,087万円である。それに年間死亡者数130万人を掛け合わせて年間遺産相続総額は46兆円程度であると推計しており、我々の結果に近い。

これらのアンケート調査や統計調査は、それぞれの調査目的に応じて調査されたものであり、それなりに有用な情報を含んでいるが、税務統計や国民経済計算のように継続的に調査しているものでも、全数調査しているものではなく、サンプルセレクションにもバイアスがある可能性があるため、注意してデータを扱う必要がある。

4 相続税改革

(1) 相続税の考え方

相続税には国際的に統一した課税方式や課税理論がある訳ではない。それぞれの国の相続の

表1 世代間資産移転の推計

年	(兆円)			
	世代間移転	遺産相続	生前贈与	課税対象相続
1985-1989	65.16	17.06	48.10	8.53
1990-1994	83.57	65.34	18.23	16.41
1995-1999	86.60	50.57	36.04	13.95
2000-2004	83.10	47.36	35.74	10.98
2005-2009	80.47	50.78	29.69	10.43
2010-2015	77.98	56.27	21.71	11.87
平均	79.43	48.17	31.27	12.02

複雑さや民法などの歴史的経緯を反映している。大別すると遺産を残した人（被相続人）が納税義務を負うと考える遺産税方式と遺産を受取る人（相続人）が納税義務を負うと考える取得税方式に分かれている。

遺産税方式では遺産額に応じて課税され、残りを遺産分割するというもので、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなど英米法諸国で採用されている。被相続人の資産額のみによって税額が決定されるという意味で税収中立的であり、かつ税務行政上の負担は軽い。取得税方式は先に遺産を分割し、その後、相続人の取得分に応じて課税される。ドイツ、フランスなどで採用されている。遺産分割によって納税額を減らすことができるという意味で税収の下方バイアスがある。

我が国の方法は法定相続分方式と呼ばれている。この方式では、法定相続人に対して法定相続分に応じて仮分割し、それに累進税率を乗じて税額を決め、その後、遺産分割をして、分配額に応じて、先に決まった税額が割り振られるという仕組みである。法定相続分方式は、相続人を納税義務者としながらも、取得税方式には徹しておらず、実際の納税額と取得相続額が対応していないということで相続人間の水平的公平性が保たれていないという指摘がある。逆に、この方式の利点は税額を遺産額と法定相続人という恣意性の少ない要因で比較的短期間に決められるという税務行政上の簡便さにある。

税制改革を巡る議論の中で、2008年1月には政府税調は現行の法定相続分方式から取得税方式に改めることを検討するとしたが、同年12月には自民党税調が現行制度からの改革に消極的であることを表明した。2008年12月には当時の民主党が党税制改革案で遺産課税方式への転換を主張していた。経済学界・財政学界では「機

会の平等」という観点から取得税方式への支持が多い。

ただ、個人の財産権を尊重する英米法では遺産を自らの意思（遺言）によって決めている被相続人が納税するという遺産税方式の考え方が歴史的には自然であるとされてきた。相続に遺族の扶養や社会扶助の役割を重視したフランスやドイツでは取得税方式が導入されている。日本は戦前の旧民法下では、長男の一括相続という制度であり、相続人間での不平等は著しかった。戦後の民法では、これを改革し、相続人間での扱いは極めて平等なものとなった。むしろ遺言書を残して被相続人が指定した遺産分配に対する異議申し立て（遺留分減殺請求）ができるようになってきている⁵⁾。

自民党は、一度は政府税調で取得税方式への移行を表明しながら、最近では法定相続分方式を強化するような税制改革を行っている。

(2) 日本の相続税改革の内容

1988年以後の日本の相続税改革は所得税改革の流れに呼応して、税率ブラケットの削減、最高税率の切り下げが行われると同時に、地価などの資産価格の高騰に応じて、基礎控除や配偶者控除の拡大や未成年者、障害者などへの控除が拡大されてきた。

2015年1月より施行された相続税制では次のような点が変更されている。基礎控除がそれまでの「5,000万円＋法定相続人数×1,000万円」であったものが、「3,000万円＋法定相続人数×600万円」に引き下げられ、最高税率は50%から55%に引き上げられた。その結果、国税庁によれば、2015年中に亡くなった人（約129万人）のうち、相続税の課税対象となる遺産を残した人（10万3千人）の割合は、前年の4.4%から8.0%に急増することとなった。

地域別に見ると、東京（15.7%）、神奈川（12.4%）、千葉（8.3%）と首都圏での増加が大きいことがわかる。相続税制で把握された遺産総額は14兆5,554億円（26.8%増）で、相続税額は約1兆8,116億円（30.3%増）なので、実効平均税率は12.45%となる。

ただし、2015年の相続税改革は一般的には基礎控除が引き下げられ、最高税率が引き上げられるなど、増税の方向に舵を切ったとされるが、未成年者の税額控除を1年につき6万円から10万円に引き上げ、小規模宅地特例により、土地評価の減額割合80%適用の限度面積が240平米から330平米に拡大された。また、事業承継税制として、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税執行猶予及び免除の特例の適用要件の緩和や手続きの簡素化も認められるようになった。

Piketty (2011) の議論にあったように、相続総額は生前贈与も含めて考えるべきであるが、この贈与額を正確に把握することは難しい。まとまった資金の移転であれば、税務当局も把握できるかもしれないが、少額の消費と同等の移転を贈与税の対象とすることはほぼ不可能であろう。多少大きな支出、例えば教育費についても、日本の場合、大学院まで親が出すことが普通であり、その他関連の塾や海外での語学研修などについても同様に親が出している場合が多い。これらは通常、贈与とは見なされず、親の消費と見なされている。

現行の贈与税は、(1)相続時精算課税制度と(2)暦年課税制度に分かれている。

- (1) 2,500万円までの贈与は特別控除額として贈与財産額から控除し、被相続人が亡くなった時に、特別控除額を超えた贈与額を加算して相続税額を計算する。
- (2) 贈与額から毎年110万円まで基礎控除を受

けることができ、それを超える場合には、申告して超過累進税率に従って納税する。被相続人が亡くなった場合、この制度を適用した贈与は相続財産として加算する必要はない。

税務統計によれば(2)の制度を利用するケースが(1)の6倍程度ある。いずれにしても贈与税として把握されている贈与額は贈与全体からするとかなり少ない。2015年の改革では(1)の制度を用いて20歳以上の孫への2,500万円までの教育費贈与が認められた。

(3) 今後の相続税改革の方向性

すでに述べたように、各国の相続税制度はかなりばらついており、所得税や消費税のように、国際的にほぼ統一した制度的な枠組みがあるわけではない。しかし、グローバル化が急速に進行する現在、相続税回避のための移住も行われている。相続税・贈与税に関する国際的な共通認識、制度設計が求められているところである。

因みに、1970年代にカナダ、オーストラリア、1990年代にニュージーランド、2000年代にスウェーデン、ポルトガル、オーストリア、マレーシア、インド、香港、シンガポールが相続税を廃止した。アメリカのトランプ大統領も税制改革案の中で相続税の廃止を主張している。一方、イギリス、フィンランド、フランス、アイスランド、日本では税率を引き上げ、控除を引き下げたりして課税強化を行っている。

近年では、政策をエビデンスに基づいて立案しようという機運が高まってきており、統計データの充実が望まれている。国税庁の保有している相続関連の税務データが利用可能になれば、遺産相続という行動に対して、現状よりも深い理解に達することは可能であろう。また生前贈与は毎年調整可能な移転であり、これが税率の変化にどのように反応しているかを調べること

は、相続税、贈与税の設計上、極めて重要な情報になる。別の言い方をすれば、相続と贈与という行為は本来補完的なものであり、両者を一体的に分析してはじめて最適な相続税、贈与税の設計ができる。本稿で実証的に明らかになったことは、生前贈与に関する税務統計上の把握が著しく欠けていることと生前贈与を含めた相続税設計の重要性である。

4 おわりに

本稿では世代間資産移転の規模の推定と、相続税制をどのようにデザインしていけばいいのかを論じた。

家計資産蓄積は高度成長期の高貯蓄によってもたらされ、それに伴う資産価格の上昇によって急激に上昇した。1991年のバブル経済の崩壊とともに、経済成長率が低下し、家計の資産蓄積のペースも急速に低下した。同時に、1990年代より人口構成の高齢化が始まり、家計内での大規模な資産移転が始まった。

本稿では、このような歴史的な流れを主としてマクロ統計を使って、把握しながら、今後の世代間資産移転のあり方を考えた。我が国の人口コーホートの中で最大の規模を誇る団塊世代が70歳代に入り、遺産相続を考えなければならぬ時期に入ってきた。今後、遺産相続が大規模に起こる前に、政策的に解決しておくべき問題点は山積している。具体的には、(1)生前贈与として動いている資産はどれくらいあり、それを税制によって促進すべきか否か、(2)遺産相続した資産の有効利用が可能かどうか、そして(3)親の代までつづいた事業を承継するかどうか、(4)家計内で資産を配分するだけでなく寄付として適切な資産の再分配を行うことを奨励すべきかどうか、さらに(5)教育という世代間移転の最も効果的な方法に対して、政府や家計はどう

かわるべきか、などの問題は緊急に解決すべきであるし、少なくとも世代間資産移転という観点から議論すべきではないだろうか。

【注】

- *)本稿は拙稿「世代間資産移転と相続税」『経済分析』第69巻3号、pp.206-226を要約し加筆修正を加えたものである。詳しくは拙稿を参照いただきたい。
- 1) 戦争によって資産を失った戦前世代の家計の多くは子供に十分な遺産を残せなかった。残したとしても、戦後のハイパーインフレーションによって資産価値は大きく減少していただろう。
 - 2) Modigliani (1986, 1988)とKotlikoff and Summers (1981), Kotlikoff (1988)の間の論争では、何をライフサイクル貯蓄に含め、何を遺産動機貯蓄に含めるかという定義を巡って争われたが、本稿では生涯に消費できなかったものは、その意図のいかんにかかわらず、遺産相続として扱う。
 - 3) 誰も墓場にまで資産を持っていけないとすれば、死亡時までに移転されていない資産はすべて相続されると考えることは自然である。
 - 4) 図1から明らかなように、家計の資産残高は1990年から2015年までかなり安定して推移している。ライフサイクル貯蓄が資産の大きな部分を占めるというModigliani (1986,1988)の主張が1990年以後も当てはまると考えるのには無理があり、その間に世代間資産移転が継続的に発生していたと考えるのが自然であろう。
 - 5) 平成30年7月6日民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立した。相続法では残された配偶者の生活を配慮する等の視点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が含まれている。

【参考文献】

- Ando, A. and Modigliani, F. (1963) "The Life-Cycle Hypothesis of Saving: Aggregate Implications and Tests", *American Economic Review*, 63
- Kotlikoff, L. (1988) "Intergenerational Transfers and Savings", *Journal of Economic Perspectives*, 2 (2), pp.41-58.
- Kotlikoff, L. and Summers, L. (1981) "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation", *Journal of Political Economy*, 89, pp.706-732.
- Kuznets, Simon (1955) "Economic Growth and Income Inequality", *American Economic Review*, 45 (1), pp.1-28.
- Modigliani, F. (1986) "Life-Cycle, Individual Thrift and the Wealth of Nations", *American Economic Review*, 76 (3), pp.297-313.
- Modigliani, F. (1988) "The Role of Intergenerational Transfers and Lifecycle Savings in the Accumulation of Wealth", *Journal of Economics Perspectives*, 2 (2), pp.15-40.
- Piketty, Thomas. (2011) "On the Long-Run Evolution of Inheritance: France 1820-2050", *Quarterly Journal of Economics*, 126 (3), pp.1071-1131.
- Piketty, Thomas. (2014) "*Capital in the Twenty-First Century*", Harvard University Press. (邦訳 『21世紀の資本』、山形浩生・守岡桜・森本正史(訳)、みすず書房、2014年刊)
- 朝日新聞取材班 (2019) 『負動産時代—マイナス価格となる家と土地—』、朝日新書
- 北村行伸 (2018) 「世代間資産移転と相続税」『経済分析』第69巻3号、pp.206-226.
- 立岡健二郎 (2013) 「相続税の課税方式に関する理論的考察」、『JRI レビュー』、4 (5)、pp.88-110.

- 第一生命 (2007) 「中高年者の遺産相続に関する調査」、『第一生命 NEWS 宅配便』、2007年1月
- 増田寛也 (編著) (2014) 『地方消滅』、中公新書
- フィデリティ退職・投資教育研究所 (2017) 「相続に伴う資産、世代、地域、金融機関の資産移転：相続人5000人アンケート」、『フィデリティ退職・投資教育研究所レポート』、フィデリティ投信株式会社、2017年1月
- 宮脇義男 (2008) 「相続税の課税方式に関する一考察」『税務大学校論叢』、57号、pp.437-526
- 吉原祥子 (2017) 『人口減少時代の土地問題』、中公新書

きたむら ゆきのぶ
一橋大学経済研究所教授。
1956年京都府生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業。ペンシルバニア大学大学院修士卒業。
オックスフォード大学大学院博士卒業。経済学博士(D.Phil)。OECDパリ事務局、日本銀行金融研究所、慶應義塾大学などを経て、1999年より一橋大学経済研究所准教授、2002年より同教授。
2015-17年経済研究所所長。2011年10月より政府統計委員会委員。2014年10月より日本学術会議 日本学術会議会員(第1部)。
【専門】
応用計量経済学、マクロ経済学、金融・財政論、公共経済学。
【主要論文】
『パネルデータ分析』岩波書店(2005)
『ミクロ計量経済学入門』日本評論社(2009)
『応用ミクロ計量経済学』日本評論社(2010)
『金融業と人口オーナス経済 高齢化社会における金融・経済のあり方』(共著)日本評論社(2011)
『税制改革のミクロ実証分析』岩波書店(2013)(共著)
『応用ミクロ計量経済学 II』日本評論社(2014) など多数。
